

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 4 号の 4 (第 4 条の 3 第 1 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)
〔 氏 名 〕 殿
(法人にあつては代表者の氏名)

財務(支)局長 印

登録の拒否について

年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があつたことを知つた日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

(貸金業法第 6 条第 1 項第 号該当)